

別紙

取扱要件	利用料		利用者負担金
	(一月あたり)		(法定代理受領分)
居宅介護支援費 (Ⅰ)	要介護度 1・2	10,760円	無料
<取扱件数が40件未満>	要介護度 3・4・5	13,980円	
居宅介護支援費 (Ⅱ)	要介護度 1・2	5,390円	
<取扱件数が40件以上60件未満>	要介護度 3・4・5	6,980円	
居宅介護支援費 (Ⅲ)	要介護度 1・2	3,230円	
<取扱件数が60件以上>	要介護度 3・4・5	4,180円	

(2) 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	3,000円
入院時情報 連携加算(Ⅰ)	利用者が病院等に入院してから3日以内に病院等の職員に対して必要な情報を提供している事 (1月につき1回を限度)	2,000円
入院時情報 連携加算(Ⅱ)	利用者が病院等から4日以上7日以内に病院等の職員に対して必要な情報を提供している事。 (1月につき1回を限度)	1,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院または入所期間中につき、1回を限度)	
	(Ⅰ) イ: 連携1回/カンファレンスに参加無し。	4,500円
	(Ⅰ) ロ: 連携1回/カンファレンスに参加有り。	6,000円
	(Ⅱ) イ: 連携2回/カンファレンスに参加無し。	6,000円
	(Ⅱ) ロ: 連携2回/カンファレンスに参加有り。	7,500円
	(Ⅲ) 連携3回/カンファレンスに参加有り。	9,000円

緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
ターミナルケア マネジメント加算	対象者：末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む） ① 24時間連絡がとれる体制の確保、かつ必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備。 ② 利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問、把握した利用者の心身状況を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ情報提供した場合。	4,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,050円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,070円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3,090円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、24時間の連絡体制の確保、かつ必要に応じ利用者等の相談に対応する体制を確保する等、一定の要件を満たした場合	1,000円
特定事業所医療介護 連携加算	退院・退所加算の算定に係る病院や介護保険施設等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定した場合	1,250円
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合 (1月につき1回を限度)	500円
特別地域 居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%